地域住宅計画の事後評価報告シート

| 1. 事後評価を実施した地域住宅計画 | |
|------------------------|--|
| | |
| ①計画の名称 | 伊方町地域 |
| ②都道府県名 | 愛媛県 |
| ③計画作成主体 | 伊方町 |
| 4計画期間 | 令和2年度 ~ 令和6年度 |
| ⑤計画の目標 | 『既存ストックの住宅セーフティネットとしての住環境の向上を図る。』 『管理不十分な空き家が集積している地域について、住環境の悪化等を防止するため、当該空き家の解体等に必要な費用を対し支援を行うことで、除却を推進し、 住環境の向上と防災力の確保を図る。』 『空き家を借り上げて改修し、移住者向けの住宅として提供することにより、地域 |
| | の活性化を図る。』 |
| 2. 事後評価の内容 | |
| ⑥実施体制·時期 | ー 伊方町において評価を行った上で確定(令和7年5月) |
| ⑦事後評価の結果 | 指標1:「屋上防水改修工事をすべき団地戸数の割合」 |
| | 定 義:長寿命化計画において、屋上防水改修が必要と判断された住棟のうち、改修工事を行った住棟の割合 |
| | 評価方法:長寿命化計画において、屋上防水改修が必要と判断された住棟のうち、改修工事を行った住棟の割合 |
| | 結果:従前値:75%(令和元年度)⇒目標値:100%(令和2年度)⇒ <u>実績値:100%</u> 結果の分析:前計画(平成27~令和元年度)に引き続き、公営住宅ストック総合改善 事業により未実施の2棟について屋上防水工事を実施し、目標を達成した。 |
| | 指標2:「除却を推進すべき区域内の廃屋の改善割合」 定 義:除却を推進すべき区域内の廃屋のうち除却した戸数の割合 評価方法:平成27年に実施した空き家調査の数値を基に、危険廃屋のうち、除却を 行った戸数割合 |
| | 結果:従前値:12.9%(令和元年度)⇒目標値:22.8%(令和6年度)⇒ <u>実績値:27.0%</u> 結果の分析:除却を推進すべき区域内の廃屋の除却については、不良住宅は住宅地区改良事業等(空き家再生等推進事業(除却))、それ以外の住宅は町単独事業により除却補助を実施した。相続登記の義務化が決定して以降、相続登記をきっかけとした財産整理の意識が高まったこと等を要因として、目標値を上回った結果となった。 |
| | 指標3:「移住者向けの住宅として提供する空き家の戸数」 定 義:移住者向けの住宅として提供する空き家の戸数 評価方法:移住者向けの住宅として提供する空き家の戸数 結 果:従前値:0戸(令和元年度)⇒目標値:10戸(令和6年度)⇒実績値:6戸 結果の分析:移住者向けの住宅として提供する空き家については、住宅地区改良事業等 (空き家再生等推進事業(活用))を実施したが、移住に適した物件の調整が進まなかったことを要因として、目標値を下回った結果となった。 |
| ⑧結果の公表方法 | 伊方町のインターネットにて公表を行うとともに、窓口にて閲覧可。 |
| 3. 事後評価の約 | 古果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等 |
| 9 今後の住宅施策 の取組への反映 | ・「伊方町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、効率的な維持管理を実施し、長寿 命化による更新コストの削減を図っていく。 |
| | ・改正空家法で新設された「管理不全空家」の認定を進め、指導等により特定空家 への発展を防ぐとともに、引き続き空き家再生等推進事業等により不良住宅等の 除却の推進を図っていく。 |
| ⑩その他 | (特記すべき事項があれば記載) |
| | <u>.</u> |